

9 月一般質問答弁書

Q1 起訴休職中職員の給与を見直す考えは無いか？

Q2 奈半利町消防各分団に補助金を出し支援すべきでは？

Q1 起訴休職中職員の給与を見直す考えは無いか？

質問 1 回目

現在、当町の職員が 2 名起訴休職中になっています。最初は、令和 2 年 3 月 3 日に逮捕され、3 月 13 日に起訴されている。その後も多くの余罪が送検され 8 月 14 日に最終の追起訴が行われ計 5 件の起訴になっています。当町の条例では起訴休職中の職員の給与は、100 分の 60 以内にすることが出来ると明記されているが、いつ処分を行い現在の給与支給率及び月額を伺う。

答弁者 総務課長（濱内 恵一）

寺村議員のご質問の、起訴休職中の職員の給与についてお答え致します。

まず、起訴休職の処分についてでございますが、お話にありましたとおり、当町の職員 2 名が令和 2 年 3 月 3 日に逮捕され、3 月 13 日に起訴をされたことについて、このことにつきましては「地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号」及び「奈半利町の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第 3 条第 3 項」並びに「奈半利町一般職の職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項」に基づき、高知地方検察庁から「事件の処分等の回答」をもって、令和 2 年 3 月 26 日付けで休職辞令の発令を行い、給与の 100 分の 60 の額を支給するとしたものでございます。

なお、給与月額についてでございますが、特定の職員について、個別の給与の支給額を、特にこの場でお示しすることは不適切であると考えておりますので、給与月額についてのご答弁は差し控えさせていただきます。

また、このことにつきましては、6 月議会の補正予算の審議において、予算の減額の根拠となる額でしたので、お話をしたところですが、やはり、特定の職員の受け取る給与の月額をお示ししたことは不適切であったと反省しておりますし、そのことにつきましては、この場を借りて心からお詫びを申し上げます。

Q2 奈半利町消防各分団に補助金を出し支援すべきでは？

質問 1 回目

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。また、近年は、全国的に女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

当町には、第 1 分団～第 3 分団と 3 団体が存在しております。
消防団の皆様には日頃より当町の住民の生命と財産を守るという重要な役割を担って頂き心より感謝しているところで御座います。

しかし、運転免許証運転区分が改正され、直近では平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許では（車両総重量が 3.5 トン未満 最大積載量が 2 トン未満）に運転区分され消防ポンプ車等の運転は制限される状況に成って居る。この様な現状を踏まえ、全国的に準中型免許証を取得させることが急務の課題と成っています。

各分団においても同様な問題を抱えており非常に困っている状況である。
まずは財政面の問題です。当町の分団の方に聞き取りを行った結果、個人に負担をさせるのは厳しいのではないか、との意見が多かったように感じました。
分団が補填するにも財政的な余裕が無いとのことでした。

そこで、当町の住民の生命と財産を守るという重要な役割を担って頂いている消防団の団員の皆さんが非常時に敏速な活動をして頂く為にも準中型免許証を取得して頂くのは必要だと思いますが、行政より各分団に対し補助金を出すべきではないか、見解を伺う。

答弁者 総務課長補佐（寺村 光志）

ご質問の中にもございましたが、道路交通法の改正により、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許で運転出来る自動車の車両総重量は 3.5 トン未満となっております。

当町におきましては、現在消防団には 6 台の消防自動車が配備されておりまして、うちポンプ車 3 台は車両総重量が 3.5 トン以上の車両です。

また令和 2 年 4 月 1 日時点で、町内の消防団員 58 名中 38 名の免許取得状況を確認しておりまして、確認出来ている 38 名は全員、制度改正前の免許取得等であり、当該車両を運転可能な状態であります。

しかしながら議員ご指摘のとおり、将来的には当該消防自動車を運転する消防団員の確保が課題となることが予測をされます。

準中型免許を持たない団員が増加する前に対策を取ることが重要であると考えております。ご質問の公費助成については、中芸広域連合消防本部が主体となり、中芸地区で足並みを揃え、令和 3 年度の実施に向けて取り組んでおります。町としましても消防本部と連携して、課題の解消に繋げてまいりますので、御理解、御協力をお願い致します。

答弁者 町長（竹崎 和伸）

2 つ目の質問の、消防団への補助金の件でございますけれども、これにつきましては、議員、縷々述べられました。私の方も、その通りだと思っております。

補佐が答弁させていただきましたが、現在の消防団員の確保というか、人材確保にもいろいろ苦勞している部分もございます。そういう意味でも、こういう事が一事情になろうかと思っておりますので、これにつきましては積極的に検討して、広域連合での取組みをまず検討しているという事でございますが、状況によっては町単独でも前向きに考えていきたいと考えております。

Q1 起訴休職中職員の給与を見直す考えは無いか？

質問 2 回目

先ほどの答弁では、個人情報につき答弁は控えたいとのことですが、調査した結果、100 分の 60 に 3 月 26 日より決定されており元課長は 222、960 円、課長補佐は 205、440 円です。合計すると 428、400 円（月額）その後に追送検、追起訴をされ、最終は 8 月 14 日に 5 回目の起訴をされておりますが、その間、追起訴の度に懲戒審査会等開催され議論された事はあるのか伺いたい。また、無いのなら追起訴された起訴休職中職員の給与について 2 回目以降の起訴は一切考慮されていないと解釈してよろしいか伺う。

尚、併せて 100 分の 60 満額に決定した根拠を伺いたい。

（一概に民間と比較はできませんが、いかに公務員が優遇されているか、民間では逮捕された時点で懲戒免職です）

答弁者 総務課長（濱内 恵一）

寺村議員の２回目の質問にお答え致します。

懲戒処分の手続につきましては、任命権者が独自に職員の非違行為の確認を行い、その確認した事実に基づいてなされるべきものでございます。したがって、刑事事件に関する処分が決定していない場合においても、処分を行うことはできるものであると考えております。

しかしながら、その前提としまして、事実の正確な認定が必要であることは、いうまでもないことでございます。起訴休職中の職員２名は、現在、接見禁止の状態であり、本人への聞き取り等、事実確認が行えない状況にあります。

したがいまして法的根拠に基づいて判断をするとしたなら、現状では、検察官から起訴された罪名の嫌疑を受けたに止まり、有罪、無罪いずれの判決を受けるかは未だ定かでなく、法的には、いわゆる無罪の推定を受けており、懲戒の処分の手続きには至っていない状態でございます。

また、残念ながら、給与の支給についても先ほどお示した、「地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号」及び「奈半利町の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第 3 条第 3 項」並びに「奈半利町一般職の職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項」に基づき、支給せざるを得ない状況であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

先ほどお話ししました懲戒の処分の手続きには至っていないという事ですので、懲罰委員会は開催されていないという事になります。

Q2 奈半利町消防各分団に補助金を出し支援すべきでは？

質問 2 回目

まず消防の方ですが、担当課長補佐、町長より前向きな答弁をいただきました。これは時間が経ってから追いついて後手後手に回るのではなく、現在からこのような準備をしておくという事が非常に重要だと思いますので、その所もご理解して頂いているみたいですので、ぜひ防災、またそういう事に関しても、早め早めな取組が重要である。前向きに考えていただけるという事で、ぜひお願いしておきます。答弁は結構です。

Q1 起訴休職中職員の給与を見直す考えは無いか？

質問 3 回目

処分の会議が開かれていない、執行部の不作為と言わざるを得ません。

当町の条例奈半利町一般職の職員の給与に関する条例第 17 条 3-2 項

職員が法第 28 条第 2 項第 2 号（刑事事件に関し起訴された場合）に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの額の 100 分の 60 以内の額を支給することができる。と明記されている。

今後は裁判の終了まで支払い続ける事になるわけです。一部の事件に関しましては、贈賄側だけ 10 月 14 日に結審との事です。初公判の予定も定かではありません。裁判終息の目途もまったく不透明な状況にあります。

今回の事件に関しましては、全国で初めて「ふるさと納税」に関わる事案であり、高知県内で過去最高額の贈収賄という不名誉な内容である。

また、奈半利町という町名も大きなイメージダウンになり、町民も辛い思いをしている。この事件が原因ではありませんが総務省より 7 月 23 日から 2 年間、「ふるさと納税制度」から除外される事にもつながりました。結果として当町の経済に与える損失は非常に大きいことは想像できると思います。2 年後に「ふるさと納税制度」へ参加できるという担保もないわけで、只々残念でなりません。

しかし起訴休職中の職員は、行政や町民の事は考えず、警察関係にも一切協力をせず、反省もせず、不誠実な対応で私利私欲のために黙秘を続けている。一方で社会的な影響を考えると非常に大きな影響を与えた事案ともいえよう。約 1 億円とも言われる贈収賄事件。

この様な不誠実な起訴休職中の職員に対して 100 分の 60 満額の給与を支給していることが理解できません。町長は 100 分の 60 以内にすることができます。これだけ社会に多大な影響を与えた事案に対しても給与を下げる事をしない。町長は町民に付託を受け町政を行っている。

この 9 月で約 6 ヶ月と成ります。これ以上、何の関係もない町民から預かった税金を無駄に支出しないで欲しい。また町民も納得しないと私は考えます。なぜ不誠実な起訴休職中職員の給与を 100 分の 60 満額支払わなければならないのか？

まず町長貴方は、第一に町民に不利益を与えてはならないと考える事が最優先ではないか。町民の目線に立っていないように感じます。町長の裁量権の範疇である事案、こういう時こそ奈半利町のトップリーダーとして政治判断をすべきではないか、最後に町長の見解を伺う？

答弁者 町長（竹崎 和伸）

寺村議員の3回目のご質問にお答えします。

まず最初の懲罰委員会の関係でございますが、町には懲罰委員会を設置しておりますが、100分の60の決定につきましては、奈半利町の一般職の職員の給与に関する条例第17条第2項に基づいて、町の方で決定しているという事で、懲罰委員会等は開催していないという事でございます。

それと言われました、100分の60の支給、これにつきましては議員も言われました6月の補正予算のご質問でもお答え致しましたけれども、私としまして、県の情報とか、弁護士にも法的なところで相談した中で、議員の言われましたように長で判断できるという事でございますが、現段階では、6月当時もそうですけれども、現段階では100分の60という、法的な事を総合的に判断しての支給にしております。

ただ、今後、議員の言われましたように、裁判等が進んでまいりますので、そのような状況、これも課長が申しましたが、今現在、接見が禁止されておりますけれども、接見禁止が解かれるとかいう状況の中で、また節目、節目で判断していく場合もあろうかと思っておりますので、ご理解の程宜しくお願いします。